（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第六条　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「。記名押印又は署名」を削る。

様式第二号中「印」を削る。

様式第三号から様式第六号まで、様式第八号から様式第十三号まで、様式第十五号から様式第十八号まで及び様式第二十号中「。記名押印又は署名」を削る。

（電気通信番号規則の一部改正）

第七条　電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三から様式第五までの規定中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「㊞」を削る。

（電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和二年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一表の改正前欄及び改正後欄中の別表第八号様式中「氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を「氏名　印」に改める。

第一条第一表の改正前欄及び改正後欄中の別表第十一号様式及び別表第十四号様式中「氏名㊞」のように記入・押印」を「氏名」のように記入」に、「印」を「氏名。自筆で記入したときは、押印を省略できる。」に改める。

「

氏名	フリガナ（姓）	（名）
	漢字（姓）	（名）
	氏名を自筆で記入したとき	

」を

「

氏名	フリガナ（姓）	（名）
	漢字（姓）	（名）
	氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。	

」に改める。

第二条の表の改正前欄及び改正後欄中の別表第六号中「（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」「（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「㊞」を削る。

第二条の表の改正前欄及び改正後欄中の別表第六号の二中「（学校長が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を削る。

第二条の表の改正前欄及び改正後欄中の別表第七号中「㊞」を削る。

第二条の表の改正前欄及び改正後欄中の別表第十号及び別表第十二号中「氏名㊞」のように記入・押印」を「氏名」のように記入」に、

「

氏名	フリガナ（姓）	（名）
	漢字（姓）	（名）
	氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。	

」を

「

氏名	フリガナ（姓）	（名）
	漢字（姓）	（名）
	氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。	

」に改める。

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。